

インドにおける農業問題と会議派政府の農業政策

ハブ, ナガホ / 土生, 長穂 / HABU, Nagaho

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Society and labour / 社会労働研究

(巻 / Volume)

6

(開始ページ / Start Page)

74

(終了ページ / End Page)

108

(発行年 / Year)

1956-12-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00017426>

インドにおける農業問題と

会議派政府の農業政策

土 生 長 穂

序にかえて、

第一章 インドにおける農業と農民の状況

第二章 農業危機の原因

第三章 土地所有制度の歴史的背景

第四章 会議派政府の農業政策

結語にかえて

序にかえて

アメリカの著名な極東研究家ラティモアはその著「アジアの情勢」の冒頭において、第二次大戦後のアジアの情勢を評して「ア

ジアは手にあまるものとなった⁽¹⁾と述べた。この言葉に表現されるように第二次大戦を契機としてアジアの様貌は大きく変化した。「世界政治の均衡がヨーロッパや北アメリカよりもアジアによって決定される世界情勢⁽²⁾」が生まれ、かつて植民地として帝国内に抑圧されて、声をきかぬ民族であったアジアの諸民族の発言と行動が国際政局の動きを決定するようになった。しかもこのような傾向は年がたつにつれて益々大きくなり、とくに昨年五月のバンドン会議後は、世界の平和を維持する力としてアジア・アフリカが大きくクローズ・アップされてきた。

このようなアジア諸国のうごきのなかで、一九四九年秋建国以来着々と国内の経済建設をすすめ今や世界の強国として、又世界

平和のとりでとして活動している中華人民共和国とならんで、アジア平和勢力の旗頭として最近目ざましい活躍をなしているインド、ネール外交が世界の人々の注目の的となつてゐる。一九四七年、二百年にわたるイギリスの植民地支配をとにかくも終焉させ、独立と主権の道に立ちあがったインドはナシヨナリズムに基盤をおいて、世界平和の追求と、米ソ両陣営のどちらにも組まない政策(non-alignment policy)を基本原則とする、いわゆる「ネール外交」を生み出した。そして戦後十年を経た今日、インドは中国とならんで平和五原則による平和地域の確立に努力したり、又ソヴェト同盟と経済協力体制をとるなど、著しく共産主義諸国との接近をはかり、帝国主義国とくにアメリカへの従属をたちきることにつとめると共に、アジア全世界に於て平和的共存を守り、世界平和の維持に貢献してゐる。

がしかし、このような国際政治でのなばなしい活躍にもかかわらず、「独立国」インドの内部はまだまだ苦悩に満ち満ちてゐる。長年の植民地支配のもとで培われた様々の問題、工業の未発達、食料不足、失業、文盲、カスト制等々の数えきれない程の問題が山積するうちに、インドの若い資本主義は資本主義諸国の恐慌現象のしわ寄せをうけて、企業閉鎖、合理化、首切りの道え進もうとしている。国際的には反戦争政策、反帝国主義のチャンピオンとして名高いネール会議派政府も、国内問題に於てはおよむね親資本家的政策をとり、全面的な解放のため闘う人民には弾圧

の抑圧の政策を遂行してゐるのである。

そのような二面性、すなわち「国際的には容共、国内的には反共」といわれる二面性はそれ自身インド資本主義の矛盾を表現したものでないだろうか。そしてインドが帝国主義と対立して独立の道へ進むか、或は帝国主義へ従属するかという方向もそこから出てくるのではあるまいか。そして又その場合インドを完全な独立の方向へうごかしていく決定的なモメントはインド人民の力ではないだろうか。そのように考えるとインド人口の八〇%を占める農民の動向が非常に重要なウエイトをもってくる。そして農民の動向は究極的にはネール政府の農業政策が農民に繁栄と幸福をもたらすものであるか、抑圧と窮乏をもたらすものであるかによって決定されるであろう。

以下そのようなことを念頭におきながら、インドの農業問題とそれに対する会議派の政策を分析することにする。

註

1. O. Lattimore, the situation in Asia, Boston 1950, p3
2. W. Friedmann, An introduction to world politics, London 1952, p183

第一章 インドにおける農業と農民の状況

(一) 農民の狀態

「インドについて最も注意を引かれることは国土が富んでいるのに人民が貧しいことである。」⁽¹⁾インドの農民を研究しつゝ、ダーリングはこのように言った。この言葉に的確に示されているように、インドの人民とくにその八〇%を占める農民の大半はまさに食うか食はずのギリギリの生活をよぎなくさせられている。三百万人を餓死させた有名な一九四三年のベンゴールの飢饉のあとの飢饉調査委員会の報告によつて、インドの農民の窮乏を示してみよう。その最終報告書は次のように書いてある。

「戦前には充分滋養分を含んだバランスのとれた食事の費用は月一人当り五ルピー、すなわち成人四人に相等する家族で二十ルピーと計算されていた。又主に米やこくもつ類だけで量は充分だが質的には不足しているようなバランスのとれぬ食事の費用は同規模の家族で十ルピーであった。……ベンゴールの耕作者の平均年収入は Floud Commission⁽²⁾によつては二二五ルピーと評価され、Azizul Hugue⁽²⁾によつては一五〇ルピーと評価されている。マドラス、カングラ峽谷、パンジャップの貧農家族の平均年収入は百ルピー、一二五ルピーであった。マイソールの農村で、一九三五年に一、一一四二家族についての調査がなされた。この内半数以上の月は、家族当り収入が十ルピーないし十五ルピーであった。」⁽³⁾

この官庁統計の示すところは明白である。すなわちインドの農民の大多数は栄養的に不完全な食事の費用でさえも自らの収入によつてはまかないきれないのである。

このような農民の窮乏状態についての資料は枚挙にいとまがないが、もう一つの農民の負債の面から窮乏状態を示してみよう。

一九一一年の農民の負債の総額はサー、エドワード・マックラーゲン (Sir Edward MacLagen) の評価によれば十億ルピーであり、それが年を追うに従つて加速度的に増加する。すなわち一九二四年には六十億ルピー〔ダーリング (M. L. Darling) の評価による〕、一九三〇年には九十億ルピー〔中央銀行調査委員会 (Central Banking Enquiry Committee) の報告による〕、一九三五年には百二十億ルピー〔トーマス (P. J. Thomas) の評価による〕と増加し、一九三七年には百八十億ルピーの巨額〔インド貯蓄銀行農業クレジット部 (Reserve Bank of India, Agricultural Credit Department) の評価による〕に達してゐる。⁽⁴⁾つまり一九三七年には農民一人当り五十ルピー(ほぼ一年分の食費)の負債をかゝえていることになるのである。

これらのことからだけでも、インドの農民がいかに貧困の中にあることかといふことは明瞭に示されるであらう。

ところで、第二次大戦中および戦争直後の時期にはいずれもインドに於ても農産物価の異常な急騰という現象がおこつた。さきあげた資料はいずれも戦前のものであつてこのような異常の現

象が農民に与えた影響はそれから導き出すわけにはいかない。従って農産物価の高騰が農民の生活をうるおし、農民の状態がかなり改善されたのではないかと疑問は当然おこりうる。しかしそのような推定は農村の負債という点から見ても誤っていることは明かである。たしかに一部の地方では負債総額において著しい減少を示したところもある。たとえばマドラス州においては一九三九年の負債総額二七億二千万ルピーから四五年には二億八千万ルピーと大幅に減少している。⁽⁵⁾だがしかし逆の例の方がはるかに多い。ベンゴールのラトナギリ地区の調査では一九四八年初めに比して末には負債家族数が十五%、家族当り負債額が一六・七%の増加を示し、マイソールでは負債総額が四一年から四五年にかけて三七・七%増加し、又ベンゴールに於ても負債家族数が四三年には全農家の三一・四%、一家族当り負債額が八七・六ルピーであったのが、四六年にはそれぞれ六〇%、一五八ルピーと大幅に増加しているのである。⁽⁶⁾だがしかしこのことは農産物価の急騰が農民に何の影響も与えなかったことを意味するわけではない。否それはむしろ農民の階級分化の進行、少数の農民の経済的地位の向上と大多数の農民の一層の窮乏化という現象をもたらしている。

〔マドラス州に於て——引用者〕一人当り負債は一九三九年の五一ルピーから一九四五年の四〇・八ルピーへと減少した。しかし調査の結果利益の大部分は大地主、中地主に限定され、(それ

らの負債はそれぞれ四〇%、二五%減少)小地主は殆んど影響をうけず(その負債は二%減少した)小作人や労働者の状態は事実上悪化した(彼等の負債はそれぞれ四%及至四十五%増加)ことが明らかになった。⁽⁷⁾

「最も重要な結論は(負債の——引用者)増加が概して低所得グループ、すなわち小地主、小作人、農業労働者に起ったということである。一九三九年から四四年迄の戦時に負債面での改善は少数の大地主に限られる。」⁽⁸⁾

「不経済な所有地を有する小農家が物価の値上りによって実際に利益を得たかどうかは明瞭でないが、裕福な耕作者と大地主はいたるところで旧負債を完全に又は殆んど返済してしまった。⁽⁹⁾これらの例証によって事態は明白であらう。つまり農産物価の高騰で利益を得たのは、商品として売却出来る農産物を多量に所有でき、且又売却に適当な時期迄農産物を手許におく余裕のある少数の大地主、富農に限られるのである。一方、農村人口の三分の一を占めるといわれる土地をもたぬ農業労働者、土地所有者の大多数を占める小土地所有者はインフレと高物価の犠牲者となつて、彼等の状態は一層窮乏化したのであった。

従つて、第二次大戦後のインド農民の大多数の生活は正に餓死線上にあると云つても云いすぎではないのであろう。

註

1 M. L. Darling, The Punjab Peasant in Prosperity

- and Debt, p. 73.
- 2 国民会議派に属し、ベンゴール州知事をつとめたこともあるインディヤ政治家。
 - 3 Final Report of the Famine Enquiry Commission (1945), p. 111.
 - 4 S. Thirumalai, Post-war Agricultural Problems and Politics in India, p. 184.
 - 5 M. N. Dantwala, Agricultural Credit in India—Pacific Affairs, 12, 1952, p. 351.
 - 6 S. Thirumalai, Ibid, pp. 185-186.
 - 7 M. N. Dantwala, Ibid, p. 351.
 - 8 S. Thirumalai, Ibid, p. 186.
 - 9 Report of the Agricultural Finance Sub-committee, p. 8.

(二) 農業の状況

前節でインドの農民、とくにその中のほとんどもを占める小土地占有農民と土地をもたぬ農業労働者が、人間としての生存の条件を奪われており、わずかに露命をつなぐ生活しかなしえないことを示した。このような悲惨な農民の生活とならんで、インド農業の状況も又危機に瀕し、農業は発展をしないのみかかえって停滞し破滅しつつある。

この農業の危機状態を最もよく示しているものは、インド農業

の生産力が極めて低く、そのためインドは農業国であるにかゝらず、その農業で人口を養い切れず、不足食糧を外国に依存せざるを得ないという事実である。

若干の統計資料をあげることによって、この点をあきらかにしてみよう。

まず、第一表において、各国別に主要農産物一エーカー当りの生産高を示した。この表に於て、インドはわずかに一九四八・四九年の米の生産高に於て印度支那を上廻っているだけで、それ以外はすべてについて他国に劣っている。しかも米の一エーカー当り生産高は日本の三分の一にすぎず、小麦のそれはイタリーの二分の一、エジプト、ドイツの三分の一(三三・三四年)にすぎない。又綿花のそれもジャワの三分の一、エジプトの二分の一にも満たない有様である。これらの数字によっても、インドの農業生産力が他の諸国に比して著しく低いものであり、エジプトのような植民地と比べてすら、はるかに低いことがあきらかである。

さらにここで注意しなければならぬのは、元来そのように低い生産力が近年更に低下しつつある傾向にあるということである。第二表はインドにおける主要な農産物—米、小麦、綿花、ジュート—の最近十年間にわたる一エーカー当り生産高を示すものである。これによれば、工業用作物である綿花、ジュートの生産高は大体一定し、とくにジュートは近年急激に増加しているのに対して、食用作物生産力の停滞、低下の傾向が注目される。

第一表 各国別主要農産物一エーカー当り生産高⁽¹⁾
(単位 lbs)

国名	産物	米	小麦	綿花
エジプト		—	二九六	七〇三
ドイツ		—	—	—
イタリー		—	—	—
日本		—	—	—
米合衆国		—	—	—
ジャワ		—	—	—
中国		—	—	—
ビルマ		—	—	—
印度支那		—	—	—
タイ		—	—	—
カナダ		—	—	—
オーストリア		—	—	—
フランス		—	—	—

第二表 主要産物一エーカー当り生産高⁽²⁾
(単位 lbs)

年	産物	米	小麦	綿花	ジュート
一九三〇・四一		七四	六七一	八〇	九三
一九四〇・四一		六七八	六三三	八八	八八〇
一九四一・四二		七三〇	五九八	八六	八四二
一九四二・四三		七三〇	六五七	七七	七三三
一九四三・四四		七六八	六〇〇	八三	八三六
一九四四・四五		七七七	六〇四	七六	八〇三
一九四五・四六		七三三	五四一	七五	一〇三九
一九四六・四七		七五〇	四四四	七三	九八三
一九四七・四八		七三九	五九九	八〇	一〇一七
一九四八・四九		六六八	五五六	六二	九六六
一九四九・五〇		六九〇	—	九九	一〇七七

パキスタン	—	—	七三三	—	—
インド	一〇四八	一三四〇	五九三	六六〇	三四九四

農民の購買力を低下させ、インドの国内市場を狭くするという理由から、又一方ではインドの主要工業に原料不足をもたらすという理由から、工業を衰微させる。その結果、失業者が増大し、労働者の賃金を低下させる一方、農村に流入して農業過剰人口を一層深刻にし、農民の生活状態を一層悪くし、農民の負債が増大し、かくて金貸しに土地を奪われ、農業生産力を低下させるといふ一連の悪循環に導かれるのである。従って、この悪循環をどこかで打ち切らぬ限り、インドは経済的に自立することはできず、植民地的経済状態を改革することはできないのである。そしてこの悪循環を打ちきり、インドが完全に独立をなすための一つの鍵は、農業問題の完全なる解決という点に求められるのではないだろうか。とすればこの問題の解決にとっての基本的な環、つまり農業の生産力の低下と農民の窮乏をもたらししている根本的な原因はどこに求められるであろうか。そして「独立国」インドの政府、ネール会議派政府はこの問題を正しく解決しようと努力しているのだろうか。章を改めて、以下これらの疑問点を探究してみようと思う。

註

- 1 The investor, April 1952. p.62.
- 2 S. Thirumalai, op. cit, pp 90~95.
 なおベーンズによれば、一九一四年度〜一八年度の平均の米の一エーカー生産高は九八二ブッシェル、一九〇九年一三年平均の小麦のそれは七二四ブッシェルである。これ

に比べると食用農産物の生産力の低下はさらに顕著である
 O. Burns "Technological Possibilities of Agricultural Development in India pp 55~57
 3 一九三三〜三四年の統計は、Statistical Year Book of League of Nations 1933・34 table 19~47: 一九四八・四九年の統計は The Investor, April 1952. p.66.

4 The investor, April 1952. p.65.

5 第二表からもわかるように、近年工業用農産物とくにジュートの生産は増大しており五一年度にはそれがめざましかった。しかしこれはその年のジュートの異常な高物価によるものと思われ、五三年度に至って、それは二五%低下したといわれている。又そのような増産にもかかわらず、なおもジュート、綿花は国内の工業消費にも足らず「綿花およびジュート工業の生産は原料供給の不足から近年著しく減少した。」と云われている。The Investor, April 1952, p. 173.

第二章 農業危機の原因

インドの農業の発展を妨げ、農業生産力を低下させ、農民の生活を窮乏化させた条件および原因については、今迄インド内外の学者等によって、様々の角度から追究され、いろいろな問題が提起されている。それらを概括すると、技術的な問題としては、灌漑設備、品種改良、機械化、農業技術の問題があげられ、又社会的・経済的問題として、農村過剰人口、零細経営、土地所有制度、農民の負債が主たるものといわれている。⁽¹⁾がしかし、この小論にお

いては、それらをすべて個々に仔細に検討することは、もとより不可能であるので、それらの問題のうち、社会的・経済的な問題をとりあげて、農民の窮乏と農業の破滅をもたらしている原因を考察することにする。⁽²⁾

(一) 農村過剰人口と零細経営

インドの農村では、耕地に対して人口が過剰であり、そのため耕地が細分化されていることが、農民の窮乏をもたらし、農業生産力を低下させ原因であると云われている。

たしかに現象的に見れば、インド農村には人口が集中しており、現存耕地には過剰である。がしかし、これはインド人の多産というような自然的条件に基づくものなのであろうか。

インドの総人口は一七世紀初め約一億と推定されるが、⁽³⁾一九世紀中頃から急激に増加し、一八七二年約二億、一九一一年約三億、一九四一年約三億九千万となり、⁽⁴⁾或る学者によれば、この間の出産率は実に千分の四七ないし四八に達して、世界最高に位置するといはれる。⁽⁵⁾

このように増大した人口は、その殆どが農村に定着し、従って農業人口は年を追うにしたがって増加し、一八八一年には農村人口約二億三千万であったが、一九三一年には約三億、四一年には三億三千万と激増している。⁽⁶⁾

かくて、全人口の七ノ八割が農村に集中するため、農村では耕

地に対して人口が過剰となり、その結果、第一表および第二表に示すように、耕地が細分化され、経営が合理的でなくなるのである。⁽⁹⁾がしかし、このような過程は、決してインド人の多産によるものでもなければ、人口の増加という自然現象の当然の帰結ともいえない。簡単な数字でその事を示してみよう。

第三表は、インドにおける人口増加の割合と、耕地増加の割合を示したものである。この表によって、一九一〇年から一九三〇年迄の人口の増加の割合は、同期間における耕地増加の割合に及ばなかったことが示される。これが逆転したのは、一九三〇年以降、すなわち世界恐慌の後のことであって、このことからだけでも、耕地不足が単に人口の増加の結果でないことがわかるであろう。

第I表 農家平均所有地 (一九三二年)⁽⁷⁾

州名	耕作者一人当り 耕地面積(エーカー)	農家平均所有地 (エーカー)
ボンベイ	一六、八	一一、七
中央州	一三、〇三	八、五
パンジャブ	八、八	七、二
マドラス	五、九	四、五
ベンゴール	三、九七	二、四
アザム	三、四	約二
連合州	三、三	六、〇
ビハール	二、九六	四、〇乃至五、〇
オリッサ	—	—
シンド	—	三、七

第Ⅱ表 零細所有地⁽⁸⁾

州名	0.5エーカーを所有する者の全土地所有者に対する割合	0.5エーカー以上の土地面積の全土地面積に対する割合
連合州	八二・二	三六・三
ボンベイ	五三・三	一四・〇
中央州	五三・三	一〇・〇
オリッサ	七四・二	三〇・一
ビハール	八三・三	一
アザム	六六・一	二六・〇
マイソール	六六・二	二五・三
トラヴァンコール、コーチン	六四・一	四〇・〇
ヘザース	四四・四	八・二
H.P	九五・〇	七〇・〇
コイグ	七六・〇	三〇・〇
西ベンゴール	六二・五	一
マドラス(註)	八二・三	四・二

(註) マドラスは課税額100ルピー以下のもの。

又、インドにおいて人口に対して耕地が絶対的に不足しているという考え方の誤りも、土地利用状況を見ることよって示される。第四表が示すように、耕地はインド全土のわずか三三%を占めるにすぎず、未耕地として分類されているものだけでも全土の一二・二%を占め、その他未分類の地域を加えると、莫大な開墾可能地が存在しているのである。つまり「現在の小規模技術に

第Ⅲ表 人口増加と耕地増加の割合⁽¹⁰⁾

年 度	人口増加率	耕地増加率	穀物栽培地増加率
戦前平均 (一九〇・一一)一九四・一五)	100	100	100
一九三〇・三	107	一一八・六	一一三・九
一九四・五	130	一二七・二	一二三・四

基いても、開墾と灌漑という必要な手段がとられれば、四億四七〇〇万の人口、すなわち現人口より七〇〇〇万だけ多くを養うことが出来る⁽¹²⁾のであって、絶対的に土地が不足し、食料が不足しているのではないのである。農民が開拓や灌漑をする余力もないところから、耕地が不足するという現象が生れるのである。

ところで、では一体何が農村の過剰人口と耕地不足をもたらしたのであろうか。問題は増加する人口の大半が潜在的失業者として農村に停滞せざるを得ないという点にあるのであり、その根源は、イギリスのインドに対する植民地政策に求められる。つまり、イギリスは、一九世紀迄産業資本主義の時代には、インドを販売市場ならびに原料産地としようとする産業資本の要求に基づき、インドの村落共同体を破壊し、土地を農民から取り上げると共に、インドの土着工業を破壊して工業の発展を阻害した。更に帝国主義段階に入ると、若干の植民地的工業の発展はゆるしはし

第IV表 土地利用状況(一九四九—五〇)⁽¹¹⁾

分類項目	面積(100万 エーカー)	全土地に 対する%
河川流域	五、二七	七、二
未耕地	九六、四〇	二三、二
耕作不能地	九六、〇三	二二、九
森林	九三、一四	二一、六
耕地	二六六、七〇	三三、九
未分類地域	一九六、一九	二四、二
計	八〇三、二九	100

註、未分類地域とは荒地、山、森林適地、
牧場などである。

たが、それをも経営代理制を中心として、イギリス資本に従属させて、インド独自の工業発展をゆるさず、工業発展の基礎となる重工業部門の発達を抑圧した。⁽¹³⁾このような二世紀にわたるイギリスの植民地政策の結果として、インドは結果的には植民地経済の状態(植民地経済の特徴は、(一)帝国主義と前資本主義搾取の結合、

(二)農業と工業の畸形的な発展、(三)母国への依存性と従属性、(四)外国資本と買弁資本の圧力による民族資本発展の道の閉鎖、と要約される。)⁽¹⁴⁾におとし入れられ、近代的産業の発展は殆んどなかった。従って、本来ならば工業労働者になるはずの人口が、その道をほとんど完全に閉ざれてしまったために、農業に依存せざるを得なくなり、農村過剰人口を形成したのである。すなわち、農村の過剰人口はイギリスの植民地政策の結果生じたものであって、自然的条件に由来するものではなく、又、零細経営や耕地の不足も、その社会的経済的状态を基盤として、発生したものである。それ故、農村過剰人口や零細経営を、その基盤と切り離して解決することはできず、又たとえ切り離して解決できたとしても、それで農民の窮乏を解決することは出来ないのである。

註1 たとえば M. B. Nanavati & T. T. Anjaria; *The Indian Rural Problem*; 参照

- 2 技術的な面での改善は、農民の窮乏状態が解決され、農業投資出来る状態になれば、なされうるものと私は考える。従ってこゝでは社会的・経済的要因のみをとりあげることにした。なお、Nanavatiも同様の観点から技術的な問題は農業生産にとって重要であるが、「農業経済の構造の変革をも含めて、農業の社会的・経済的地盤を改善することが最も重要である。」と述べている。(Ibid p 495).
- 3 Report of the Famine Enquiry Commission 1945; p 73.
- 4 S. Thrumalai; op cit; p 147.

- 5 S. Thirumalai; Ibid; p147.
- 6 M. B. Nanavati & J. J. Anjaria; Ibid; p 30. なおその間都市人口はわづかに三千万ほど増加したにすぎず (Ibid p 30) 工業就労人口は一九一一年に比し、四〇年にはかえって減少さえしている。(大阪市大経済研究所編「インド経済の諸問題」六十頁)
- 7 M. B. Nanavati & J. J. Anjaria; Ibid; p 17.
- 8 S. Thirumalai, Ibid, p 151. なお、R・ムケルジによれば、ベンゴールでは一家四人の生存に必要な経営規模は四エーカー、ビハールでは五人家族で三エーカー、マドラスの或地区では最小限五エーカー、パンジャブ十エーカーとされている。(R・ムケルジ「インドにおける土地所有関係」綜合インド月報三巻七号六一―六二頁)
- 9 耕地に対する農業人口の多寡は、かならずしも経営面積の大きさを決定するものではない。このことは、アメリカの資本主義的農業や、ソビエトの社会主義的農業により明瞭であらう。
- 10 R. Mukerjee; Food Planning for Four Hundred Millions: pp 16—17.
- 11 Agricultural Statistics of India.
- 12 R. Mukerjee; Ibid p 26.
- 13 P. Dutt: India Today: 等参照。
- 14 許濤新・クチンスキー「植民地・従属国の経済」三一頁

(二) 土地所有制度

前節で、農村の過剰人口は自然的なものではなくって、イギリ

スの植民地政策の所産であり、更に、開墾、灌漑の不足が、耕地不足に迫車をかけていることを簡単に説明した。又、これにより、過剰人口と零細経営が、農民窮乏と農業の破壊の基本的要因ではないことも明瞭であろう。

つぎにインド農業にとって重要な土地問題、土地所有関係の状況と、土地所有に基く封建的搾取の問題を考察することにする。

すでに前節第二表に示したように、インド各州で、所有地五エーカー以下の農家数は非常に多く、多い州で全農家の九五%を、少ないところでも半数以上を占めている。だがそれらの農家の所有する土地は全耕地の大体二〇乃至三〇%にすぎない。このことを逆に云えば、少数の農家が耕地の大半を所有しているということであり、これによってもインドの地主制の一端をうかがい知ることが出来よう。

ところで、インドの土地所有関係は非常に複雑であるが、大むね次の三者に大別出来ると云われる。⁽¹⁾ すなわち、ザミンダリ制 (zamindari)、マハルワリ制 (Mahalwari)、ライオットワリ制 (Ryotwari) がそれである。これは主として地租納入責任者を基準として分類されるものであり、ザミンダリ制においては、一人ないしは二・三人が全土地の地租納入に責任をもち、その土地の所有権者とみとめられている。ザミンダルは、その土地を耕作する農民達から地代を徴集し、その中から地租を納入するのであり、英統治下に発生した典型的な寄生地主制といえる。又これには per-

manent settlement と temporarily settlement の二者があり、前者は地祖が一定しているもの、後者はそれが一定毎に改訂されるものである。

マハルワリ制は、村落の土地を村落共同体全体が所有するものであり、地祖納入はそれが共同責任をもつ制度であつて、漸次消滅していった。

ライオットワリ制は、初期においては、耕作農民が土地を所有（厳密には占有）し、地祖を払うという制度であつたが、後に述べる様に次第にそのなかで階級分化し、土地の所有権（占有権）をもつ農民（これが地租を支払う）の土地を又貸りする小作人や、劣悪な条件でそこに雇われる農業労働者が存在するようになり、所有権をもつ農民が地主の役割を果すようになった。従つてライオットはザミンダルと異つて、農民に対する公式の徴税権をもつてはいないのである。

この三者のうち、マハルワリ制は、村の権力者が土地を所有していくという過程をたどつて、ほとんど存在しなくなった。すなわち一九三七年には、英領インド中、ライオットワリ制地域が全土の三六%、サミンダリ制地域（パーマネント）が二五%、同（テムポラリー）が三六%と計算されている。従つてザミンダリ制—寄生地主制が確立している地域はインド全土の六四%を占めるのである。しかも後述する様に（第三章、(一)）、地租負担が過重であるために農民が土地を奪われることによつて、事実上ライオット

ワリ制下にも地主制が発生し、発展している。かくて自作農が減少し、小作人、又は農業労働者が増加するという一般的傾向をたどつて、二十世紀初めには「インドの土地の七〇%は地主に属する」⁽³⁾「農民の三分の一が占有権を持ち、三分の一がそれを持たず、残りの三分の一が全然土地をもたない」と云われるほど地主制が支配的となり「土地に対する所有権を有する農民はこの州には（シンドを指す—引用者）一人もいない」⁽⁴⁾「耕作利用地一千万エーカーのうち、ほぼ半分は千人のザミンダル、ジャギルタルが所有し、一方、二十万の農民所有者は、そのうち三百万エーカーを所有するにすぎない」⁽⁵⁾と云われる状況を呈するに至つた。

しかも、地主と国家の搾取によつて、耕作農民の階級分化は進行し、地主の土地の占有権をもつ小作人、その土地の又貸り人、その又々貸り人等が発生し、耕作者と地主との間に更に何層も中間搾取者が出現するようになって、地主制の寄生性と腐敗性は一層強まった。それと同時に、実際の耕作者に対する封建的搾取は一層はげしくなり、耕作者の生存に必要な生産物すらも地代としてとりあげる程になつた。次に二、三の実例をあげて、この搾取のはげしさを示してみることにする。

パンジャップ州においては、元来ライオットワリ制が支配的であつたが、階級分化の進展により「大土地所有普及がこの州の主要な特徴となり、所有者総数の二・四%が全耕地の三八%を所有し地主各人の所有地は五〇エーカーないしはそれ以上と評価され

る。⁽⁶⁾」ことになった。そしてこのことは任意小作 (tenancy-at-will) と呼ばれる小作人が全耕作の五〇%を耕作している。⁽⁷⁾それらのうち二七の小作地の調査によれば、「耕作者の総収入のうちわずか一八%以下が、彼等の手に残され、それ以外は働かない土地の所有者の手に渡る」⁽⁸⁾のであり、実に所得の八割以上が地主に搾取されるのである。

西ベンゴールでは、三百万の分益小作 (share-cropper) が、全土地の五分の一を耕作しており、地代として地主に全収穫物の半分を納めている。⁽⁹⁾分益小作は、小作人の中でも最下層であり、その地位は農奴に近く耕作費をほとんど負担した上に、随時、地主に無償労働を強いられるのである。西ベンゴールの分益小作の「一エーカー当り純所得は耕作費を除き、四五ルピー」⁽¹⁰⁾であり、地主に収穫の半分を地代として納めると、それは現金に換算して「五六・四ルピーになる」⁽¹¹⁾。(一エーカー十五マウンド収穫、一マウンド七・八ルピーとする「引用者」)従って彼等は、無償労働分を計算に入れなくとも「純所得の一二五%に当る」⁽¹²⁾ものを地代として搾取されているのである。このような分益小作は各州に普及し、ビハールでは全耕作の五分の一を、連合州では同じく四分の一を、パンジャップでも半分を、それぞれ耕作しており、その地代は大体全収穫物の半分なのである。

更に耕作農民の最下層をなす農業労働者の状況を見よう。一九一一年センサスでは、農業労働者は約四千五百万人と計算され

る。彼等は大抵地主から借金をして雇傭関係に入ったのであり、この前借をうけた以上、彼等は主人を変えざる自由すらない人身的拘束をうけ、「法律上は自由人であるが、事實は農奴か奴隷である」⁽¹³⁾状態におちいる。そしてその労働の対価は、戦前で一日わずか「成人で三〜六アンナ、婦人で三〜四アンナ、子供で一・五〜二アンナ」⁽¹⁴⁾にすぎなかった。

オリッサにおけるカミアウチ制は、この極端なものと云われる。この制度の下ではカミアと呼ばれる労働者は、事実上、地主の奴隷であつて、「新しいカミアの購入価格はカミアの息子の嫁を買うために地主が支払う料金という形式をとる。予定の妻とその母は二・三ヤードの綿布と、二・三の料理器具、および一・二ルピーが興えられ、カミア、その息子及び残りの家族には食物が与えられる。全体でカミアの値は十ないし十五ルピー以上ではない」と云われる程の封建的抑圧の下にあるのである。⁽¹⁵⁾

最後に、耕作者のうち、むしろ上層に位する占有権を有する小作の場合をみる。「ベンゴールにおける稲作の一エーカー当り平均生産高は一五マウンドである。一マウンド当り生産費は概算四・八ルピーである。一九四四年に稲の売渡価格は六ないし九ルピー、基準価格は七・八ルピーであり、基準価格が一九五二年の政府支払価格となつている。従つて、耕作費を除いた所得は一マウンド当り三ルピー、一エーカー当り四五ルピーである。西ベンゴールの平均地代は一エーカー当り純所得四五ルピーのうち四ルピ

1、すなわち九%である。西ベンゴールの占有小作 (occupancy tenant) の最高地代は八ルピー以上で、これは純所得の一八%である。⁽¹⁶⁾」

所得の一割から二割に当る高率の地代を払ったうえに、彼等は税金を支払わねばならない。純粹の消費のため手もとに残るのは、純所得の何割であろうか。彼等の状態ですら、所得が残るといふ点で、分益小作や農業労働者よりもよいという程度にすぎない。地主が地代という形態でなす封建的搾取の苛酷さは、まさに想像を絶するものである。

かくて、このような土地所有制—封建的地主制は、その苛酷な搾取によって、耕作農民の生活を破壊し、農民を窮乏させる最大の原因となる。しかもそれのみには止まらない。寄生地主は耕作農民を最大限度にまでも搾取し、余剰生産物をほとんど全部とりあげながら、みづからは農業の発展に関心をもち、農業に再投資することはほとんどしない。かくて、それは、農業生産力の低下、耕地の減少にも、責任があるのである。

註

- 1 土地所有関係については
M. B. Nanavati & J. J. Anjaria, op cit, Chap III,
Land Problem; R. Mukerjee, Land Problem of India;
参照

- 2 ザミンタリ制、ライオットワリ制、マハルワリ制のそれ

その下での階級分化については、前掲「インド経済の諸問題」七五—九五頁によくまとめられている。

- 3 M. B. Nanavati's minute of dissent in the Final Report of the Famine Enquiry Commission.
- 4 U. N. O. document on Land Reform; quoted Bhowani Sen, Agrarian Crisis in India and Reactionary plans, p. 34.
- 5 Agrarian Reforms in Sind; quoted M. B. Nanavati, op. cit, p. 152.
- 6 Final Report of the Famine Enquiry Commission p. 442.
- 7 M. B. Nanavati & J. J. Anjaria, Ibid, pp 63-64.
- 8 M. B. Nanavati & J. J. Anjaria, Ibid, p. 63.
- 9 M. B. Nanavati & J. J. Anjaria, Ibid, p. 62.
- 10 Bhowani Sen, Ibid, p. 37.
- 11 M. B. Nanavati & J. J. Anjaria, Ibid, p. 63.
- 12 一九二一年がインドの国勢調査委員 L. J. Sindgwick の言葉「インド経済の諸問題」九五頁より引用。
- 13 Congress Agrarian Reforms Committee's Report; p. 115.
- 14 Dr. A. H. Loreto, Agricul tural Conditions in Northern India, p. 80.
- 15 Bhowani Sen, Ibid, pp 35-37.

③ 農民の負債

土地が地主に集中され、寄生地主が耕作農民を最大限に搾取す

ることが、農民を窮乏させ、又農業を破滅させる基本的原因であることは、前節により明らかであろう。このようにして窮乏化した農民をさらに一層貧窮のどん底におとし入れるもの、それは高利貸による搾取にほかならない。すでに第一章で農民の貧窮のメルクマールとして、農民の負債額の大ささについては若干ふれておいた。従ってこゝでは負債の原因、その作用、結果について簡単に述べることにする。

中央銀行調査委員会 (The Central Banking Enquiry Committee) はその報告書 (一九三二年) で、農民が借金をするのは、結婚その他の封建的習慣にもとづく虚礼のために、莫大な支出をなすからであると云っている。このような意見は、前に述べた農民の生活状況から考えるとき、妥当性を欠くと思はれる。次にかゝるベンゴール州プリンダンプル村の調査によつても、そのことが示される。この表の支出は、冠婚葬祭に関する出費を除外したものであるが、それですら下層農民の年間収支は赤字を免れない状態である。

かくてこの村の下層農民達は赤字をうめるために、結局は借金に頼らざるを得ないであろう。売るべき土地もたぬ人達にとつて、それ以外解決策はあるまい。又前述のようなインド農民の収奪状況と生活状況を考えるとき、この農村の状態は、インド全農村に普遍的なものではないだろうか。

次に掲げる調査資料はこの推論の裏づけとなり得るであろう。

第一表 農家年間収支⁽¹⁾

分類	農家数	家族平均人員	平均年収	平均支出	赤字
五エーカー未満自作	一	五	ルピー 五六一	ルピー 一三〇一・三	七四三・三
五エーカー未満小作	三	四・六	六〇六・一	七〇一・一	九四・五
二エーカー未満の土地を耕す農業労働者	三〇	四・七	四四四・三	五六六・〇	一〇一・七
土地をもたぬ農業労働者	一五	五・一	六四二・五	七四九・〇	一〇七・五

ベンゴール地方銀行調査委員会のカリムプール村の調査によれば、一九二八年における負債家族五二家の負債理由および負債額は次の通りである。

「旧負債支払—三八九ルピー、資金ないし家畜購入を含む改良—一〇八七ルピー、地租・地代支払—五七二ルピー、耕作費—四三〇五ルピー、社会的宗教的目的—一五〇ルピー、訴訟費用—一五ルピー、その他六六ルピー、計二七一五ルピー⁽²⁾」であり、農業用出費と、借金、地租、地代の支払のための借金が大部分を占めている。

又、S・ボースがベンゴール南西部六ヶ村でなした調査によれば、負債理由は、地代支払が負債額の二四・二%をなして一番多く、ついで資材改善 (二二・九%)、社会的・宗教的目的 (二二

・三%)、旧借財支払(八・四%)、耕作費(四・五%)、訴訟一・三%)、その他(一五・六%)の順となっている。⁽³⁾

これらの調査は農民の負債と封建的搾取の結合を示している。そして、農民の負債理由としての冠婚葬祭費用のウェイトは決して重いものでなく、「食糧その他必需品、種子、牡牛、政府に対する借金の項目が、時々結婚よりも以上に農民の借金をふくれあがらせる」⁽⁴⁾のであり、又「日常の消費必要物と困難な条件が負債の大部分の理由となっている」⁽⁵⁾のである。

ところで、では負債は農民の生活にどのような影響を与えているであろうか、この点について会議派の農業改革委員会は次の様にのべている。

「農民の収入をからにする二つの最大のしかも単一の要素は、村落での市場代理(Market Agency)と信用代理(Credit Agency)という二重の能力をもつ金貸の搾取である。この搾取は、窮乏化した農民に対する貸付利率の高率と生産物価格の低率により、あたかも両刃の剣のように作用する。それ故、極端な貧乏によって、農民が金貸の手中に陥り、金貸の搾取によって以前より更に窮乏し、収入が更に少なくなるという悪循環におちいる。かくして、農民のらせん状の窮乏が展開する。かゝる金貸の搾取から解放されなければ、収入を増加させようとする農民の努力は成功しない」⁽⁶⁾

つまり、農民はその窮乏のため金貸から金をかり、そのため高

率の利子を支払い、生産物を金貸に安値で売却せざるを得なくなつて、一層収入を少くし一層窮乏化して、再び負債をせねばならぬという悪循環においこまれるのである。このようにして第一章で示したように、農民の負債額は年をおう毎に益々ふくれあがり、莫大なものとなって農民の生活を破壊するのである。

高利貸の農民、および農業に対する破壊的影響はこれのみに止るものではない。英統治以前の法においては、農民が借金を支払えぬ場合も、金貸は農民の土地をうばうことは出来なかつた。しかし、英統治後、資本主義的法体系がインドに導入されると、金貸が土地を差押えたり又譲渡される権利が生じ、これが前述のように、農民が土地をうばわれて労働者又は分益小作に転化していく過程を促進し、更に又寄生地主制を助長する結果となった。

二、三の例でこれを示そう。

ダーリングの示すところによれば、一八七五年から一八九三年迄の間に、バンジャップ州の各地区で金貸は一七万九〇〇〇エーカーの土地を得、Gujranwala 地区のみでも売却土地の半分を購入している。⁽⁷⁾

又、ボンベイ地稅官理庁の報告では、一九二六年から三六年迄の十年間に、五〇〇万エーカー(農民保有地の五〇%以上)が金貸の手に移っている。⁽⁸⁾

又インドの主要な州において、農民の負債に対する、土地を抵当においた負債の割合は次表に示すとおりであつて、農民の負

債の三〇%乃至五〇%が土地を抵当にしていることが示される。そして「貸金は非常に困難な条件で貸付られるので、抵当は大抵売却に終る」⁽¹⁰⁾のであり、これらの抵当地の大半が農民の手を離れて、金貸乃至地主の手中に帰したことは想像に難くないのである。

第二表⁽⁹⁾

州名	全負債額 (千万ルピー)	全負債額に対する抵 当地の割合 (%)
連合州	二四	五
マドラス	一五〇	五〇
ベンゴール	一〇〇	四〇
パンジャップ	一五	四
ビハール、オリッ サ	一五	四〇
ボンベイ	二	二六・三
中央州	三・五	二七・五

かくして、金貸による搾取は、農民の窮乏の結果として生じるが、それが又一層農民の窮乏化を促進するとともに、少数者への土地集中と耕作農民の土地の非所有―地主制を發展させることによつて、農民の困窮と農業の破壊をもたらすのである。

以上を簡単に要約すると次のようにまとめられる。

農村の過剰人口はイギリスの植民地支配に由来するものであつて、零細経営や耕地不足は単に過剰人口によつてもたらされたものではなく、又、それらが農民の窮乏の主因をなすとは云い難い。農業の破滅と農民の窮乏の、直接の主要な原因は、封建的地主制に求められる。これを基盤として、更に金貸の収奪が、農民を一層窮乏化させるととも、地主制を拡大していったのである。

- 註 1 Government of India Ministry of Labour, Report on a Enquiry into the conditions of Agricultural workers in Village Brindabanpur, West Bengal State; 「インド経済の諸問題」五八頁より引用。
- 2 P. Dutt, India Today, p 232.
- 3 Ibid, p 233.
- 4 Deccan Riot Commission (1876) 「インド経済の諸問題」六八頁より引用。
- 5 S. Thirumalai, Ibid, p 187.
- 6 Report of the Congress Agrarian Reforms Committee, p 85.
- 7 M. L. Darling, The Punjab Peasant in Prosperity and Debt, p 238.
- 8 「インド経済の諸問題」八七頁より引用。
- 9 M. B. Nanavati & J. J. Anjaria, Ibid, p. 259.
- 10 Ibid, p 256.

第三章 土地所有制度の歴史的背景

(一) 地主制の導入

第二章において、インド農民の窮乏が基本的には封建的地主制に基因するものであって、大土地を所有する地主の苛酷な収奪によって、農民は余剰生産物どころか生存に必要な生産物すらとりあげられて、金貸の手におちいらざるを得なくなっていることを示した。

ところで、このように農民にとって最悪の害をなしている封建的地主制はインド古来のものだろうか。否さうではない。これは本来インドとは縁もゆかりもないものであってイギリスのインド統治の産物にほかならないのである。

英支配以前にインドの土地所有がどのような形態をとっていたかは現在詳細には知られていない。が大ざっぱにいえば、インドにおいては、国家あるいは王が土地の所有者とみなされ、その経済は農民からの地租収入で賄われていたのである。この場合、地租はヒンズー王の時代には総生産物の六分の一であり、くだってムガル王朝後期には総生産物の二分の一に達するようになった。この頃になると中央権力が弱体化し、かゝる高率の地租を徴集するのが困難となったため、王は農村有力者に地代の徴集を依頼することとなった。⁽¹⁾「この事は地租請負人の耕作者抑圧に導き、彼等は

出来得る限り耕作者を搾取し、ある場合には地租が払えぬため子供や婦人を奴隷として売る⁽²⁾」という状態となり、次第に私的的土地所有を形成しようとした。しかし、この過程がインド人の手でおしよめられるより前に、イギリスの統治政策、とくにイギリス政府への年賦金の支払すら困難となった東インド会社の財政破綻が土地制度の変革をもたらした。すなわち、一七七四年には年賦金支払どころか、かえって国庫補助すら必要とする状態となった東インド会社は、その財政のたてなおしのため、インドの複雑なそして混乱した土地制度を改革して地租収入をふやそうとし、かくて総督コーンウォリス卿 (Sir Cornwallis) の改革をもたらしたのであった。

一七九三年、コーンウォリスは、後にパーマネント・セツルメントとして名高い法令を制定した。すなわち「本来政府の代理人であり、それ故政府の監督下にあったザミンダリは、従来地租を徴集した地域の所有者であると宣言された。⁽³⁾」のである。とは云え、この法令はもちろんザミンダリに土地所有権を与えることを目的としたものでなく、東インド会社の利益を直接の目的としたものであった。すなわち、これによって地主の地位を与えられたザミンダリは、耕作者から徴集する地代の十一分の一ないし十分の一を政府に金納しなければならなかった。(この金額は一定しており、その後引上げられない。こゝにパーマネントの意味がある。) しかもその地租額は「(会社) 自らの必要に基いたもので

あつて、実際のザミンダリの地代収入や、その時代の農民の地代を基礎としたものではない⁽⁴⁾と云われるように、全く会社の都合によって決定されたものであつた。

このようにして、コーウォリス卿の土地制度の改革は、東インド会社の増収のためになされ、地代の増額という形で農民が一層搾取されるという結果をうんだが、しかし、その改革の害はそれに止るものでなかつた。すなわち、この一片の法令によって、数百万の耕作農民は今迄の土地保有者の地位から一朝にしてザミンダル下の小作人に転化し、一方土地所有権を与えられたザミンダルは「農民から地代を最大限に得ることのみに関心をもつ寄生的な階級」⁽⁵⁾となつていつたのであり、こゝにインド農民の農業にとつて最大の害となつた寄生地主制への道が開かれたのであつた。まさに、この法令は「全く政治上の考慮から、二三人の利益に何百万人の利益を従属させ犠牲にした」⁽⁶⁾ものであり、その「直接の結果は不在地主を創設し、本来の所有者を半農奴的地位におとし入れた」⁽⁷⁾のであつた。

そして更にその後一貫してとられた政府の地主保護政策⁽⁸⁾によつて寄生地主制への過程は促進され、法令制定のほゞ六十年後の一八五九年には「一方における封建制、地方における農奴が、ベソゴールの土地制度の主要な特徴である」⁽⁹⁾と評せられるほど、封建的寄生地主制は普遍化したのである。

註 1 M. B. Nanavati & J. J. Anjaria, op. cit., pp 134-135.

2 Ibid, p 126.

3 Ibid: p 126.

4 Dr. R. Mukerjee's Note on the Indian Land System in the Bengal Land Revenue Commission's Report, vol II, p 219.

5 M. B. Nanavati & J. J. Anjaria, ibid, p 127.

6 Misra, Land Revenue Policy in the U. P., p 197.

7 M. B. Nanavati & J. J. Anjaria, ibid, p 147.

8 一例をあげると、セツソルメント直後の強制執行条例では、地代を払わぬ小作は逮捕、投獄され、又財産差押えのため警官が何時でも家屋内に踏込めることを規定してゐる。この場合小作の保護は、わづかに民事訴訟による賠償に止まつてゐる。

9 Speech by the Lt.-Governor of Bengal in 1859, quoted by Azizul Huque, The man behind the Plough, pp 252-53.

(二) イギリス直接統治下の土地所有制

東インド会社は、かくしてインド古来の農村共同体を破壊し、パーマネット・セツソルメントによつて寄生地主制を導入し、農民層を分解してその土地を奪いながら、その人口を吸収すべき工業の発展をおさえつけて、自ら利益を独占するという政策をとつた。このようなイギリスの政策に対して、困窮した農民層を中

心とする反英民族運動が一八五七年に勃発した。いわゆるセポイの反乱がこれである。この反乱は、指導権をにぎった封建土侯の動搖と、主体となるべき勤労人民の不統一ななどにわざわいされて、結局二年後に鎮圧されざるを得なかったとは云え、イギリスの支配階級をおどろかせ、その政策の変更をよぎなくさせた。イギリスの支配者は反乱の責任を東インド会社におしつけ、一八五八年インド統治法によって東インド会社からインド統治権をうばい、十一月一日、インドをイギリス政府の直接の統治下におくことが宣言された。⁽¹⁾

このような政策の転換を機として、農業政策の面では、パーマネット・セツルメントへの批判があらわれ、一八八三年には「インド大臣がインド総督にパーマネット・セツルメントの政策は形式的には廃止するべきであるとのべ⁽²⁾」という状況を呈した。そして、このような傾向がパーマネット・セツルメントに変わって、テムポラリー・セツルメントを生み出した。

しかし、この転換は、ダット(R. C. Dutt)も指摘しているように、農民の利益のためになされたものでは決してなかった。⁽³⁾パーマネット・セツルメント後、貨幣価値が低下したことによって政府の地租収入が実質的に減少するとともに、地主が農民に高率の小作料を課すことよって自らのふところのみを肥やすという結果が生じ、更には又「固定地租と地代の間⁽⁴⁾に大きな開きがあるために、ザミンダリと実際の耕作者との間に、無数の仲介者

を創造した⁽⁴⁾ことになった。たとえば、ベンゴールの或地域では頂点にある地主と、最低の耕作者の間に五十人以上の中間搾取者が居る⁽⁵⁾、といわれる状態であり、政府の地租増収のために何らかの手をうつことが必要であった。

従って、テムポラリー・セツルメント、すなわち、或期間において地租の再評価をおこなうザミンダリ所有制は必要に応じて地租を値上げして、政府の地租収入の減少をふせぎ増収をはかるとともに、地主と農民の間の中間搾取者を排して搾取を単純化する意味しかもたなかった。つまり、それは、パーマネット・セツルメントのもたらした「最大の害悪である半封建制⁽⁶⁾」を廃止することは豪も意図されず、寄生地主制はかえって強化されるという傾向をまねいたのである。

一方、イギリスによってとられた他の所有制と寄生地主制はどのような関係にあるであろうか。農村共同体が最も強固に残っていたパンジャップおよび西北国境州でとられたマハルマリ制では、前述のように、農村共同体に土地の所有権がみとめられ、集団的に地租納入の責任をとることになった。しかし、実際にはこれによって農村共同体の権力者が地主として農民から地代をとり、その一部を地租として支払うという傾向を導くものであった。例えば、この制度のとられたパンジャップにおいては、共同体の各有力者への地租を割当ては、明瞭に各人え別々になされ、別々に納入し得るのであって、⁽⁷⁾権力者の地主化という方向がとられるも

のであった。

では農民個々人が土地の所有者とみとめられたライオットワリ制においてはどうかであろうか。ここでもイギリスの政策は、やはり地主制を否定する方向を導くものでなかった。ライオットワリ制は、それ迄土地の私的所有がほとんど存在していなかった南インドの各州において、一八世紀末より一九世紀前半にかけてとられた。こゝでは、従来の土地占有者が、そのまま土地を所有し、厳密には占有し得ることが認められ、その土地を相続、譲渡（政府の承認なしに）し得るが、課税された地租の支払が出来ぬ場合には、その土地を没収される⁽⁸⁾ことになった。この地租は非常に高率であり、たとえば、マドラス州においては、地租は当初生産物の三分の一であったが、その後三十年間に何度か改訂され更に高率となった。このため地租の負担に堪えかねる農民が続出したので、科学的調査の後純生産物の五〇%と決定された。しかし、これによっても農民の重い負担が解消したわけではなく、「実際上は純生産物の五〇%は単なる紙の上のことではかなく……課税率は屢々全地代を奪い、利益の出る余地がない」と評される状態であった。ボンベイでも、地租は生産物の五〇%と定められた結果、農民はこの負担にたえかねて「多数の人が家を捨て、近隣の藩王国へ逃亡した。多くの土地は耕作されずにしてられ、或地域では耕作地の三分の一以下が耕作されているにすぎない」⁽¹⁰⁾状態であった。きわめて封建的な藩王国の方が、農民に魅力的である

程の過重な地租が、農民の勤労意欲を失わせてしまったのである。かくて高率の金納地租によって生計を維持することすら困難となった耕作者は、地租が払えずに土地を没収されるか、ないしは第二章で示したように、高利貸などに土地を奪われ、自らは無権利の小作人か土地をもたぬ農業労働者に転化していったのである。かくて、独立自営農民をつくるかのようにみえたライオットワリ制下でも、実際の過程は封建的地主制へと進んでいったのである。

註 1 セポイの反乱については、鈴木正四「インド兵（セポイ）の反乱」等参照。

2 R. C. Dutt, *Economic History of India in the Victorian Age*, p. 34. なお、パーキメント・セツルメントがイギリスにおいても不評であったことは *Oxford History of India*, pp. 561-7. にも見られる。

3 R. C. Dutt, *Ibid.*

4 M. B. Nanavati & J. J. Anjaria, *ibid.*, p. 133.

5 *The Report of the Flood Commission*, p. 37.

6 M. B. Nanavati & J. J. Anjaria; *ibid.*, p. 133.

7 *Ibid.*, p. 130.

8 *Ibid.*, p. 131.

9 R. C. Dutt, *ibid.*, p. 322.

10 *Bombay Administration Report 1872-73*, quoted by

R. C. Dutt, *ibid.*, p. 52.

(三) イギリスのインド支配と地主制

地主制は、前の節で述べたように、直接には東インド会社の財政上の必要から導入されたものではあったが、しかしそれはイギリスにとって単に地租収入を確定し増加さすという意味だけをもったものではなかった。イギリスが地主制を創設した意味は、イギリスのインド支配の支柱として地主階級をつくるということにほかならなかった。そのイギリスの意図は次に掲げるイギリスの要路者の言葉に、その片鱗をうかがうことが出来るであろう。

パーマネット・セツツルメントを導入して、地主制を創設したコーンウォリス総督は、その覚え書でザミンダリは旧来のザミンダリと全く関係のない、新しい階級として創設したものであって、そのことはイギリスにとって非常に大きな利益となるであろうとしばしばイギリスにとっての地主制の意義を強調している。⁽¹⁾

この考えは引きつぎイギリスの歴代総督の承認するところとなっていたが、それを明白に述べたのは、ベンティンク郷 (Lord William Bentinck) の次の言葉である。

「もしも人民の暴動や革命に対して安全を求めるならば、多くの点で、又本質的に重要な点で誤りがあるにせよ、イギリスの支配の継続に深い関心を持ち、大衆に完全な支配力をもつ土地所有者をつくりだしたという大きな利点を、パーマネット・セツツルメントは少くとももっているのである。」⁽²⁾

これは単にベンティンク一個人の考えではなく、イギリスの支配階級一般の意図であることは、イギリスの藩王に対する政策からも充分推察出来るのである。だからこそ、地主階級もイギリスに忠誠をちかうことを、種々の機会に言明している。たとえば、一九三八年の第一回全インド地主協議会 (All-India Landholders Conference) は宣言する。「我々が階級として存在する場合、政府を強化するのは我々の義務である。」⁽³⁾

イギリス帝国主義はインド農民を搾取するためにのみ寄生地主制を導入したのではない。それは自己のインド支配の支柱として地主階級を創設し、それをインド支配の社会的地盤となしたのである。そして又そのことは寄生地主制を完全になくさぬ限り、農民の窮乏と農業の破滅が救われぬことを意味するだけでわなく、イギリス帝国主義のインド支配を完全に終らせたことにはならないことを意味するのではなからうか。

註 1 P. Dutt, India Today, p 218.

2 A. B. Keith, Speeches and Documents on Indian Policy 1750-1921, vol I, p 215.

3 P. Dutt, Ibid, p 219.

第四章 会議派政府の農業政策

(一) 農業政策の基調

「土地所有と耕作の将来は多分国家の発展にとって最も基本的な問題となるであろう。経済的・社会的構造の型は、おむね土地問題解決のやり方如何にかゝるであろう。」⁽¹⁾

会議派政府（計画委員会）はこのように述べた。

事実、イギリスによって導入され、イギリスのインド支配と搾取の支柱となり、又インド農民の生活を破壊し農業を破壊させた封建的寄生地主制が一掃されるか否かは、インドが真に繁栄した独立国になり得るか否かの一つの鍵ともいふべき重大な問題であり、又それがいわゆる人民民主主義革命によってのみ達成されるのか、或は会議派政府のいう資本主義でも共産主義でもない穏和なユニークな政策によって成就され得るのかも、インドの今後の社会構造を決定することに結合した問題であろう。このような重大な意味をもつ農業・農民問題に対して、会議派政策は果してどのようなやり方をもって、のぞもうとしてるのであるか。

独立後政権についた会議派政府の農業政策、とくにその中心をなす土地問題についての政策の基礎をなす考え方には、二つの矛盾する方向が含まれている。これは会議派農業改革委員会の報告書や、第一次五カ年計画草案の随所に見られるが、次にそれを最

も明白に表すと見られる個所を示してみよう。

「ザミンダリ廃止、公正な地代の設定、耕作者の占有権の確保、組織的なクレジットにより収奪を阻止することは、経済的社会的平等を促進するために企てられた手段である。……共同村落経営の方向へ村落経済を再編成することについての、この報告者の勧告は、経済的平等と社会主義の追究が緊急な生産増加の必要と調和する条件を、つくりだそうとしているのである。」⁽²⁾

つまり会議派政府の土地政策の一つの面は、社会的正義、経済的平等という観点から、ザミンダリ廃止等々の手段によって、大土地所有を制限し、土地所有の不平等を是正し、搾取を排除しようとする傾向である。他は、経済的効率の達成という観点から、不経済的な零細経営をなくし、経営規模を拡大して、以て食糧の増産をはかろうとする傾向である。そして会議派政府は、「耕作に必要な土地の単位面積を決定する際になされるべき社会的平等と経済的効率の調整」⁽³⁾を、共同村落経営という計画によって解決しようとする。すなわち、政府は、まずザミンダリ廃止法、小作法改正等の処置によって、耕作農民に土地を与え、その改革の結果生じる零細な土地を一括して共同経営することによって、経営規模を経済的な大きさにしようとするのである。そして事実、会議派政府の農業政策の重点はザミンダリ廃止からコミュニティ・プロジェクトという方向に動いていると思われるのである。

この方向は、一見するところ、封建的土地所有制から社会主義

的農業への過程にある中国に類似するかのよう見え、ネール首相の云う「社会主義型の社会」が真の社会主義を指向するものであるとする一つの根拠をなす。がしかし、会議派の農業政策、とくに土地問題をめぐる政策が、真に社会主義を実現する手段として作用するか否かは、単にそのプログラムによってのみ判断することは出来ない。問題は現実の実践過程にあるからである。

以下会議派政府の農業政策の実践過程を、ザミンダリ廃止—土地の再分配、コミューティ・プロジエクト—経営の共同化、そして最後に第一次五カ年計画の順で、分析することにする。

註 1 Government of India Planning Commission, The first

five year plan, p 184.

2 Ibid p 21.

3 S. Thirumalai, op. cit, p 259.

(二) ザミンダリ廃止法

ザミンダリ制—寄生地主制が、インドの農民を窮乏化させ、農業を破滅させる最も基本的な要因であり、又地主階級がイギリスのインド支配の基盤となっていることはすでに見た。そして第二次大戦前、インド民族運動の中核であった会議派の閥将ネール

は、独立前にこの事実をみとめ、「土地問題はインドの重要な問題であり、その終局的解決は農業及び土地制度の革命的変革なくしては困難である。封建的遺制と大土地所有は進歩の障害であり、排除されねばならぬ」と言明していた。

ネールを長とする会議派政府は果して「土地制度の革命的変革」—寄生地主制の絶滅をなしたであろうか、この点について、会議派政府のいわゆるザミンダリ廃止法を探究することにする。

一九四八年に会議派は、土地問題に対処するため、党内に農業改革委員会 (Agrarian Reform Committee) を設置し、土地改革の具体的処置を考究させ、その報告に基いて土地改革に着手し始めた。これがザミンダリ廃止法としてあらわれたのであるが、これの審議ならびに施行には中央政府は関与せず、各州政府にこれを委ねた。各州政府は、中央政府の指示に基き、一応法案作製および審議をすゝめたが、その施行はかなり難行しており、一九五一年迄の各州の進捗状況は次の通りである。

ザミンダリ廃止法を制定し、ザミンダルの所有土地の再分配をなした州は、マドラス、連合州、中央州、ビハール、オリッサの五州にすぎず、アザムでは法案の審議が終つてはいるが、州政府がこれを承認せず、施行されていない。又ボンベイでは土地所有者の特権だけを制限して、土地所有者はそのまま放置する様な法律を制定しており、西ベンゴールではザミンダリ廃止の現実的な措置は何等行われず、法案すら作られていない有様である。カシ

ミール、ハイデラバートなどの旧藩主国は最も封建的勢力の強いところであつて、形式的にこの問題にふれたにすぎず、わずかにカシミールだけが大地所有者廃止法を制定したに止まっている⁽²⁾ものである。かくしてザミンダルの廃止が実際に行われたの、ザミンダリ地域のわずか数州にすぎず、この点だけでは不十分のそしりを免れがたいと云えよう。

それでは法が施行された州では、完全にザミンダルの土地所有が撤廃され、耕作農民は土地を得たのであろうか。ザミンダリ廃止法のモデルと云われる連合州ザミンダリ廃止法を例にとつて、この点をしらべてみよう。

連合州では（他のザミンダイ地域も大体同じであるが）ザミンダリの所有地は二種——占有権を有する小作人に貸し出されている土地と、地主が完全に所有し、そこで任意小作、分益小作、農業労働者を働かせている土地（Sir Land 又は Khaslad 等と呼ばれ⁽³⁾る）——に区別され、地主の所有地は全耕地のうち大きな割合を占めていた。この土地所有の改革のため、一九五一年一月、ザミンダリ廃止ならびに土地改革法が施行され、「二百萬のザミンダリが、その総収入の八倍の額の補償をうけて、権利と利益を失うことが規定された」⁽³⁾。

ところが、この法は重大な欠陥を有していた。ほど七百萬エーカー（全耕地の二〇%以上と評価される Sir Land に対する処置がそれである。つまりこれでは地租二五〇ルピー以下を支払うザ

ミンダリは小作人に貸してある Sir Land をとりもどす権限が与えられ、地租二五〇ルピー以上を支払うザミンダルの Sir Land の小作人（tenant）のみが占有権を与えられたにすぎなかつた。⁽⁴⁾後者の面積はわずか約三〇万エーカーに過ぎず、前者の面積を合せても約百万エーカーに過ぎない。七百万エーカーのうち、わずか三〇万エーカーの土地を耕作する小作人だけが占有権を得たにすぎず、分益小作などが働くザミンダリ所有地は改革の手をつけずに放置されたのである。

ところで、この法で、五〇エーカーをこえる土地の所有権を失つたザミンダリも、さして損をしたことにならない。その代りに充分な補償が与えられているからである。連合州のみで地主に対する補償総額は一四億七千万ルピーという巨額にのぼる。⁽⁵⁾⁽⁶⁾そして「政府基金をもとにしての年賦払という形態でされる補償は、地主にとって今後四十年間確実な収入を保証したことになる」⁽⁷⁾のであつて、地主は所有権を失つても実際には殆ど痛痒を感じないだけのものを得たのである。

このような地主に対する手厚い保護に比して、耕作農民の方はこれで利益を得たとは云えない。この法では耕作農民は次の四つのカテゴリーに分けられ、それぞれ次のような権利が与えられている。⁽⁸⁾

(1) bhumidar : 土地の相続権及び譲渡権を有する占有小作であり、すでに相続権・占有権を有する農民のみが地代総額の十倍

(年賦払の場合十二倍)を支払うことによって、この権利を取
得することができる。

(2) Sirdar 土地の占有権及び相続権を有し、譲渡権は有しな
い。又農業以外の目的のため土地を占有することはできない。

(3) Asami 森林、牧場等の占有権をもたぬ小作人などがこれ
であつて、その上位の Bhumidar 乃至 Sirdar の権利・資格の
消滅によつて、自らの権利、資格を消滅する。

(4) Adibasis 占有権を有しなく。Sir land の小作人であつて
地代の一五倍に当る金額を支払えば五年後には Bhumidar になる
権利を有する。

かくて、この法においては、地代の最高限を規定し小作人の小
作地からの追出しを制限しているとはいへ、耕作農民が土地を所
有する状態にまでにはほど遠いのである。耕作農民—小作人はせ
いぜいその特定の層が、多額の金を支払つて占有権を得られるに
過ぎない。又小作人以下の、土地を全然もたぬ農業労働者、任意
小作、分益小作については、この法は何物をも与えず、彼等は土
地を所有するどころか占有権をも与えられずに、以前と同様の状
態に止まることをよぎなくさせられている。

更に又、この法で土地の又貸しは禁止されたが、それにもまし
た封建的搾取方法である分益小作を禁止していかないことも、地主
に有利で農民に不利な作用をなす。つまり前述の Sir land の問
題とからまつて、このことは地主が分益小作などを以前と同じく

封建的に搾取出来る余地を充分残していることを意味するからで
ある。

このように連合州のザミンダリ廃止法は、ザミンダリ所有地の
一部を多額の補償と引換えに州が取得したに止まり、寄生地主制
は一掃されずに強固に存在しており、耕作農民とくに農業労働
者、分益小作などは、土地を得ることが出来ず又新しい権利も実
際上は得ることが出来ないで依然として前と同じ状態に止つてい
るのである。

その他の廃止法が実施された州でも状況は大体同様であつて、
ザミンダルは多額の補償(インド全体では四四億三千五百ルピー
の巨額に達すると計算される⁽⁹⁾)を得て一定限(大むね五〇エー
カーを限度としている)以上の土地の所有権を失つたが、その土
地は農民がその土地の補償額を支払つた場合にのみその所有者と
なれるのであつて、大多数の農民は土地を所有することができ
ず、ザミンダルの失つた土地の所有権が州に移り、農民は州に貢
租を支払つて土地の占有をみとめてもらうことになつた⁽¹⁰⁾にすぎな
いのであり、地代の負担という点では前と大差ないのである。し
かも耕作農民の多数を占める農業労働者はザミンダリ廃止法では
全く無視され、これによつては何ものも得ることはできないので
ある。封建的寄生地主制は所謂ザミンダリ廃止法が実施された数
州においても、なお一掃きれずに残存している⁽¹¹⁾のである。

それならば他方ライオットワリ地域においてはどうかであらう

か、前に述べたように、ライオットワリ地域でも寄生地主制は拡大しており、その小作人はザミンダリ制のそれより無権利な、占有権のない小作人であった。しかし会議派政府の土地改革はライオットワリ地域は全然放置しており、ここでは地主制一掃よりもむしろ小作保護立法が中心となった。この立法はライオットワリ地域の数州で施行されたが、その大半は小作人を小作地から不当に追出すことを禁止し、不法な地代、苛酷な税より小作人を保護することに止っている。最も進歩的といわれるボンベイ小作・農地法 (Bombay Tenancy and Agricultural lands Act) ですら、高地代の設定や小作権の保護とならんで、六年以上土地を耕作している小作人だけが、耕作地を購入し得る権利を得たにとどまっており、他の州では、このような条項は存在しないのである。⁽¹²⁾ それどころか、マドラスのように「小作人にかゝる権利(占有権を指す—引用者)を与えることは、我々の考えでは、当然地主への補償を必要とする。その額はかなり多額であるからこの事は非現実的である。それ故、我々はいかなる階級の小作人にも占有権を与えようとは思わない⁽¹³⁾」として、小作人に占有権を与えることを拒否するところさえ出る有様である。従ってこの地域における小作保護立法は極端な小作人収奪を保護したに止まり、封建的地主制については全然改革の手をつけていないし、又農民に土地を与えようとする傾向も存在していない。しかもその小作人保護ですら不十分なものであって、小作保護立法を分析した Nanavati の

結論によれば、「インドの数州で小作人保護の立法が制定されたが、しかしまだ保護されずにいる小作人が何百万も残っている。その上法律的に保護されている人でさえも、その弱い経済的条件のため、その権利を強要出来る地位には必ずしもいないのである。」⁽¹⁴⁾

会議派政府の土地所有制の改革を研究した Sivaswamy が、その論文の末尾で「ザミンダリの廃止は、実際の耕作者に土地を貸している様々の階級の不在地主を一掃しなかつたし、又ライオットワリ地域の不在地主制の問題を解決もしなかつた⁽¹⁵⁾」と指摘したように、会議派政府の土地所有制の改革は、基本的には「封建的遺制と大土地所有」を一掃せしめず、又一掃する方向もとつてない⁽¹⁶⁾ということが出来るであらう。

註 1 ネール「インドの統一」(松本訳)二二九頁。

2 M. B. Nanavati and J. J. Anjaria; op. cit.; pp 497-502.

3 Ibid p 499.

4 Bhowani Sen; op. cit.; pp 66-67.

5 M. B. Nanavati & J. J. Anjaria, Ibid, p 500.

6 A 地域各州別の補償金額をあげると次のようになる。

マドラス州 一億五五〇〇万ルピー

連合州 一四億七〇〇〇万ルピー

ビハール州	一五億ルピー
中央州	六億八五〇〇万ルピー
西ベンゴール州	二億五〇〇〇万ルピー
オリッサ州	一億五〇〇万ルピー
アザム州	五〇〇〇万ルピー
総計	四一億四〇〇〇万ルピー

Sri. H. D. Maravia; Land Reforms in India p.434.

7 Z. A. Ahmed; Report to the C. K. C on Zamindar Abolition Act in U. P.

8 Bhowani Sen; *ibid*; pp 63-69.

9 S. Thirumalai; *op cit*; p 136.

10 *Ibid*; p 135.

11 会議派政府自身もこれをみとめ、自らの刊行物で次の如く云つてゐる。

「この法自体は耕作階級の収入に急激な増加をもたらすものでもなく、又すべての搾取的要素を除去するものでもなす。」

12 M. B. Nanavati & J. J. Anjaria; *Ibid*, p. 503-504.

13 The Land Revenue Reform committee, Madras, Final Report p 55.

14 M. B. Nanavati & J. J. Anjaria; *ibid*; ps 506-7.

15 K. G. Swaswamy; Indian Agricultural Problem and Programs; Pacific Affairs; vol 13 No. 3. p 369.

16 しかしながらこのことは、会議派の土地改革が何等の變化も与えなかつたことを意味するわけでもない。これらの措置は、やはり封建的地主勢力に若干の打撃を与え、封建的搾取を制限した。とくに農民運動の強い州においてはそ

の傾向はつよく、従つて若干の階級構造の變化をひきおこしたが、そのことについてのくはしい分析は後日にゆづり、こゝでは会議派の農業政策の一般的な性格をのべるにとどめた。

(三) コミュニティ・プロジェクト

以上に述べた様に、会議派政治の土地改革は寄生地主制を一掃するものでもなく、きわめて徹底さを欠いた改革に止つた。では零細経営の再編成、共同経営を目的とするコミュニティ・プロジェクト⁽¹⁾はどうであろうか。

コミュニティ・プロジェクトは、一九五二年から、中央政府によつて計画され、九億ルピーの補償を与えて実施されている一種の協同農業計画であつて、共同村落に土地を所有する者が土地を提供して共同経営に参加するが、その土地の「所有権はみとめられ、各収穫期に所有配当金が支払われることによつて補償される。」⁽²⁾と云うしくみになつてゐる。そしてその共同村落においては、共同耕作するほかに、土地の開拓、灌漑、種子の供給、農業技術の発達等の農業活動を共同で行うことによつて、農業生産性を高め、緊急の食料問題に寄興するとともに、さらに広く、農民の教育、保健等の問題もとりあつかひ、新しい農村を建設しようとするものである。⁽³⁾

そして会議派政府(計画委員会)は、過去の農業発達運動は農

村生活の特別な項目—種子改良や灌漑設備等—についてののみ考えられており、総合的な計画でなかった点を反省し、⁽⁴⁾「農業改善は農村生活向上という広範な問題の一部」⁽⁵⁾であるという考え方に基いて、全般的な農村生活改善という観点から、このような計画に着手したのである。

ところで、このようなコミュニティ・プロジェクトの実施状況ならびにその農業に及ぼした影響は果してどうであろうか、残念ながら、コミュニティ・プロジェクトそのものが、まだ実行に着手されたばかりであり、その点を判断出来る資料は入手することが出来ないで、現在、コミュニティ・プロジェクトが農業及び農民に与えた影響を考察することは出来ない。がしかし発表された計画について、次のような批判はなし得るであろう。

まず、コミュニティ・プロジェクトのみで零細経営の問題を解決し、農業を発展させることが出来るか否かの問題である。前に述べたように、零細経営の問題は単に人口が多いという自然的条件によって発生したものではない。それはイギリスの植民地支配の下での工業発展阻害政策と、地主の大土地所有の結果なのでありこれに土地の荒廃、灌漑の不足が加わり、更に農民の窮乏に基づく土地売却、一層の土地集中という循環をともなって、発生してきたものなのである。従ってその究極の因をなす工業の未発展と大土地所有の問題を解決しない限り、零細経営の問題は解決出来ないことは当然であろう。ところが、工業化についてこゝでふれ

ないにしても、前に述べた様に封建的寄生地主は大した打撃をうけず、温存されているのであり、大土地所有はまだ残っていて、耕作農民は土地を得ていないのであるから、根本的に零細経営の問題を解決は出来ない。たとえ、コミュニティ・プロジェクトが最大限にうまくいったとしても、小作人、土地のない農業労働者の問題は依然として残るのである。

会議派政府も、自らこの関係をコミュニティ・プロジェクトによって変革し得ないことをみとめている。つまり会議派政府は、前に述べたように、共同村落に参加する土地所有者に対しては、その所有権を確認し、所有配当金を与えてその利益を保証する一方、小作人や農業労働者にも、これへの参加を求める。しかし彼等に対する条件は、土地所有者のそれとはうって変ったきびしいものである。すなわち「耕作に従事しない成員の権利に不利益を及ぼすような借地権もみとめられない」⁽⁶⁾のであって、地主制の下で一部の小作人がもっていたような権利すら、彼等には拒否される結果となるのである。従ってコミュニティ・プロジェクトでは地主・小作関係は従来そのまま残り、しかも小作人にとっては従来みとめられていた権利ですら抛棄させられることになるのである。その上この共同村落の運営には、村落長老会議 (The Village Panchayet) が当るのであり、長老会議のメンバーが政府によって選定されることを考えあわせると、コミュニティ・プロジェクトが耕地所有の均等化に基く共同化という方向への道に進

むとは考え難い。それは、むしろ地主・小作・農業労働者が単一の村落共同体に構成され、長老会議の運営の下で、封建的階級構成と封建的搾取とを温存するものではないだろうか。そして「これらの提案（コミュニティ・プロジェクトを指す―引用者）は民主主義と平和的変革という名目での反動的なものと特徴づけられている。それは所有配当金の支払によって、不在地主制を正当化するものである。」との批判が射たものと云えるのではないだろうか。

註1 インドの各地方には、それまでも様々な種類の協同農場運動があつた。コミュニティ・プロジェクトは、それを中央政府の下に統一的行おうとしたものである。

- 2 The first five year plan p. 100.
- 3 Rural Development Schemes in India; T. R. R. 1954; Indian Paper No 1.
- 4 The first five year plan; p 223.
- 5 Ibid p 231.
- 6 Ibid p 105.
- 7 P. A. Wadia and K. T. Merchars; The five year plan; A criticism p 52.

(四) 第一次五ヶ年計画

最後に、会議派政府の経済発展政策の総決算とも云うべき第一次五ヶ年計画を、農業の面から概括的にとらえてみよう。一九五一年から始められた第一次五ヶ年計画は、最近発表された第二次五ヶ年計画と対称的に、農業と灌漑のための計画と云われている。この事は、第一次五ヶ年計画が工業部門よりも農業部門に重点を置いていたことを端的に云い表したものであり、そのことは経費配分計画によっても明瞭である。すなわち、第一次五ヶ年計画の総経費約二〇七億ルピー中、農業および農村改善事業に約二六億、灌漑に約一七億、多目的灌漑・発電に約二七億を支出し、これら農業部門経費は全経費の三八・五%を占めているのである。⁽¹⁾ 第一次五ヶ年計画では、このように農業部門に重点的な投資をなし、第一表に示すような目標で食糧の増産をはかり、以て、インドの年間食糧不足三百万トン（計画達成時には人口増加を計算に入れると、この不足は六百万トンと推定される。）⁽¹⁾を自給すると共に、ジュート、綿花等の工業原料を自給しようとするものである。

第I表 農業生産目標⁽²⁾

年度	品 種	食 糧	綿 花	ジュート	さとうきび	オイル
		(百万ト ン)	(十萬 バレル)	(〃)	(百万 トン)	(〃)
五〇・五一		五二・一	二九・七	三三・〇	五・六	五・一
(計画達 成時) 五二・五		六二・六	四三・二	五三・九	六・三	五・五

ところで、この第一次五ヶ年計画は本年が計画終了年度に当り、従ってその結果農業の発達に如何に寄与したかを、現在明確には分析、評価することは不能である。但し会議派政府の発表した数字によれば、⁽³⁾農業生産指数は(一九四九・五〇年を一〇〇とする)一九五一・五二年は九七・四、一九五二・五三年は一〇二・一、一九五三・五四年は一二三・五と確実に上昇の道をたどり、とくに五四年六月を終期とする年度の食糧増産はめざましく、約六五四〇万トンに達して、第一次五ヶ年計画の生産目標を、約四百万トン超過した程であった。この数字からだけ見ると、第一次五ヶ年計画は食糧の増産に大きな役割を果したかのように見える、しかし、第一次五ヶ年計画案そのものを分析しただけでも、⁽⁴⁾かゝる画期的な大増産が、いわば偶然的条件によつたものであつて、第一次五ヶ年計画の必然的な結果ではないと考えられる点が、二、三存在すると思われる。

まず、五ヶ年計画による農業発展の構想が問題となる。計画委

員会によれば、五ヶ年計画の農業生産目標の達成にとって、土地の再分配による搾取の排除と共同農業経営による経営規模の拡大が、不可欠の一環をなすと考えられている。すなわち、土地改革によつて大地主の土地所有を制限し、小作人に土地を与えるということと、コミュニティ・プロジェクトによる村落の社会的、経済的生活の改善が、五ヶ年計画の目標を達成させる大きな要件と考えられているのである。⁽⁵⁾従つてザミンダリ廃止法を中心とする土地改革が、前述のように、封建的地位と封建的搾取を一掃せず、耕作農民に土地を与えていないこと、更には又、コミュニティ・プロジェクトによる共同化も、中国の合作社のような共同化の道へ進むよりも、封建的搾取機構となるおそれが充分にあることを考えると、計画委員会の構想による目標達成条件が殆んど失われていることになる。つまり、計画委員会が考えるように、五ヶ年計画が、それら二者と密接な関係にある限り、目標の達成は不可能と云わざるを得ないのである。

又五ヶ年計画では、これら二者の達成を基盤として、種子改良、灌漑その他農業の機械化及び技術の改良で、農業生産を増加させようとしている。これらの手段のうち、中心をなすのは灌漑事業と考えられる(前記の農業部門経費のうち灌漑用支出が五五%を占めている)⁽⁶⁾ので、それをやゝ詳細に分析する。

五ヶ年計画では、灌漑計画は二種に分れる。その一は多目的灌漑と称されるものを中心とする比較的大規模の灌漑事業であ

り、他は minor irrigation work と呼ばれるもので、井戸の再建、貯水槽の修復、小川のダム、運河の改修、ポンプの設置等をその内容とするものである。計画年度内における前者の支出は約五二億ルピー、後者のそれは七・七億ルピーであつて、後者のみ年度内に完成するとされている。ところでこの二種の灌漑計画による計画目標を比較すると、興味ぶかいことが目につく。つまり大規模計画はそれが完全に完成されたあかつきには、一六九〇万エーカーを灌漑することになり、年度内では八五〇万エーカーの土地を灌漑する。これに比して、小規模計画の方は、大規模計画のわづか十分の一の費用で、一一二〇万エーカーの土地を灌漑することになつてゐるのである。

もとより、大規模計画は、灌漑だけを目的とするものではなく、電力設置の方に重点がかけられているが、それを考慮に入れても、大規模計画の灌漑目標と、小規模計画のそれとの懸隔は大きすぎるように思われ、小規模計画によって期待される結果は、完成時には、見込みのない過大評価であることが判明するであらう」との批判が、正しいのではないかと思われる。

又、かりに五カ年計画の灌漑目標が全部達成されたとしても、灌漑される地域は、全耕地面積の約三割に過ぎないのであつて、この点からも、五カ年計画の農業に与える効果はそれ程期待出来ないと思ふ。

要するに、五カ年計画は、土地の再分配と共同経営化という前

提条件が達成された後での農業の発展という面で寄与し得るのであつて、その前提条件が達成されぬ限り、たとへ計画目標が全面的に達成されたとしても、農業に及ぼす影響は極めて微々たるものに過ぎないのである。

かくして、現在迄の会議派政府の農業政策を次のように結論づけることが出来る。

ザミンダリ廃止を中心とする土地所有制改革は、寄生地主制を一掃せず、小作人や農業労働者に土地を与えることが出来ず、従つて農業問題の中心である土地問題を解決することが出来なかつた。又コミニティ・プロジェクトを基幹とする農業経営の共同化も、農民の同志的結合の場とならず、逆に封建的圧迫と搾取の機構となる可能性が大きい。そして又、農業と灌漑のための計画、とうたわれた第一次五カ年計画も、前二者の目標が達成されぬため、農業発展に寄与するところ極めてすくなく、しかもこの計画では工業化の見込みが殆どないため、農業の過剰人口を吸収することは期待されず、土地に対する人口の圧力を解決することは出来ないのである。つまり、イギリス帝国主義がインド支配の支柱とし、これを通じてインド農民を搾取していた半封建的寄生地主制を一掃せず封建勢力と妥協してこれを温存したことが、会議派政府の農業政策の基本的欠陥であると云えるであらう。

- 話 1 The first five year plan; p. 70.
- 2 B. T. Ranadive; India's five year plan. What it offers: p. 4.
- 3 フロンボ計画諮問委第三次報告(一九五四年十月)外務省訳 Reserve Bank of India, Bulletin 1955-6.
- 4 我国では一般にインドの食糧増産の原因を異常な好天気によるものとしている。例えば「インド経済発展の問題点」(小林義雄)―アジア問題三巻三号所収。
- 5 この点につきたとえば、尾崎彦朔「インド国民経済開発に関する一考察」(「インド経済の諸問題」に所載)第三章第三節参照。
- 6 計画委員会は灌漑によって約三八〇万トンの増産の見込み、開拓その他の手段では約三七〇万トン増産を見込んでゐるにすぎない。
- 7 The five year plan p. 79.
- 8 大規模計画に投ぜられる費用は完成時まで七六億五千万ルピーが予定されてゐる。(Ibid p. 349)
- 9 B. T. Ranadive; op. cit, p. 38.
- 10 一九五三―五四迄に灌漑工事の進捗率は計画の三八%であり、この目標達成は危ぶまれている。
- なお、計画の資金がアメリカに依存され、アメリカ人がインド農業計画に関与することも問題点として指摘されているが、その点は別稿にゆづり、こゝでは元農業改革委員表 J. C. Kumarappa の批判をあげておくに止める。「アメリカ合衆国が「ルピーにつき二アンナ程提供するだけに Community Project について支配権を与えられている。……かゝる計画は必然的に重要な要素として人間とい

う要素を含むものであるが、この計画は完全にこの基本的考慮を怠つてゐる。」(Blitz. 8. 30 (—1950) p. 8.

結語に代えて——

「会議派は農村の伝統的システムを変えようとするあらゆる立法に反対する農村の富裕層と密着し、彼等に依存しているので、農村経済の均衡のとれた発展のために本質的な改革を唱導する際には、主導権をとり得ない。」⁽¹⁾

会議派が五二年の総選挙やその後の州議会選挙で衰退を示した原因を追求した Thomas Shea はこのように云つた。

イギリスの植民地支配の支柱であった封建的地主階級と同盟した会議派政府は、かくて、インド民族解放の基本的目標の一つを自ら抛棄してしまひ、封建的地主制の一掃を怠つた。

だがしかし、このような方向は何等矛盾なしに進展していくものではなかつた。独立後、外国帝国主義と国内の封建勢力と同盟して、自らの発展の道を計ろうと企したインド資本の意図の前に次第に大きな障壁が立ちふさがつてきた。インド資本家は次第にインド国内でも、外国市場でも、帝国主義との競争に直面しなければならず、又一方封建制による国内市場の狭隘化と拡張の妨害につき当るようになった。帝国主義および封建勢力と、発展しようとするインド資本主義の要求の間の矛盾は激化しつつある。

そして又一方、選挙や労働・農民運動その他の国民運動に示されるように、インド資本家や会議派との矛盾も激しくなりつつある。かつて民族解放運動の中心として活動した会議派の独立後の変貌が、人民大衆の会議派に抱いた幻想を次第に破壊しつつあり、人民大衆にその本質をみぬかせていつゝあるからである。

このようなインド内部における二つの主要な矛盾の激化は、インド内外の様々のうごきとなって表われているように思われる。すなわちインドの社会主義陣営への接近、外交面に於ける平和への積極的な寄与、バンドン会議等でのインドの反植民地主義運動、会議派内の左右両派の対立、第二次五カ年計画等々がそれである。そして、これらの動きのなかで、インド資本家ならびに会議派政府は次第に帝国主義や封建勢力との対立を深め、それだけ人民大衆の側に近づく⁽²⁾傾向を見せながらも、動揺と混乱の中にいるように考えられる。

このような矛盾が、どのように発展し推移するかは予断の限りではない。だがしかしその場合、インドに於ける封建的・半封建的關係を一掃するか否かと、インドの今後の方向を決定する一つのキー・ポイントになるのではないだろうか。そして、現在のところこの課題を遂行していない会議派政府がこれをなしうるか否かと、会議派政府の将来を決定する一つの鍵となるのではないだろうか。

註 1 Thomas Shea, *Agrarian Unrest and Reform in South*

India. (Far Eastern Survey, 1954)

2 たとえば、第二次五カ年計画においては、その基本目標が、基幹重工業の発展にとくに重点をおいた急速な工業化におかれている。そして農業政策の面でも土地所有程度の全国的実施、自作地所有制限などの土地改革の徹底化がうたわれている。これらの措置はいづれも、帝国主義勢力や封建勢力に打撃をあたえ、インドに経済的な独立をもたらすものであるといえ、又第一次五カ年計画よりもその方向がはつきりと打ちだされている。しかしながら、第二次五カ年計画においても、公共部門に制限を加え、又外国資本の無制限は活動をゆるすなどの、独占資本、外国資本擁護策、又土地問題については、地主への補償や、農業労働者、小作人への土地の分配が有償であることなどの点での地主保護策が一方でとられているのであって、反帝国主義、反封建勢力の傾向が次第に強くなっているとは云え、決定的に反帝、反封建の側に立っているとは云えないものがあると思われる。